

役員報酬規程

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人富山城南会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、慶弔金及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員、評議員選任解任委員をいう。

第2章 報 酬 等

(報 酬)

第 3 条 継続的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、役員等報酬表に定める基準額を評議員会、評議員選任解任委員は理事会にて決定し、各人に支給する。別途賞与の支給は行わない。

2 翌年度の報酬額は、年度末に開催される評議員会、理事会において、法人の実績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直す事がある。

(報酬の支払方法)

第 4 条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

(1) 第3条1項の役員については、毎月1日に起算し、当月末日に締めきり、当月25日（当日が土・日曜日または祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(2) 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(費用弁済)

第 5 条 法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

第3章 出張旅費

(出張旅費)

- 第 6 条 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。
- 2 交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃（急行料金、特急料金、指定席料金などを含む）に要した費用を支給する。
 - 3 宿泊費は宿泊に伴う室料、夕朝食費、付随する税及びサービス料とし出張中の宿泊数に応じて支給する。
 - 4 宿泊日当は宿泊を伴う出張に対して1日あたり10,000円を支給する。
 - 5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。
 - 6 参加費等の費用を別途支給された時は、重複する出張旅費等は支給しない。

(出張旅費の仮受け)

- 第 7 条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮払申請書をもって仮受けすることができる。

(出張旅費の精算)

- 第 8 条 出張者は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。
- 2 出張旅費を仮受けした場合は出張終了後速やかに領収書等を添付して出張旅費を精算するものとする。

第4章 慶 弔

(受章祝金)

- 第 9 条 役員等が社会福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣、富山県知事の功勞表彰または国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章を受けたとき及び理事長が指定した褒章などを受けた時は、別表1に定める祝金を支給する。

(傷病見舞金)

- 第 10 条 役員等が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、別表1に定める傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第 11 条 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けた時は、その被害に応じて別表 1 に定める傷病見舞金を支給する。

(弔慰金)

第 12 条 役員等が死亡した時は別表 2 の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族への香華料)

第 13 条 役員等の親族が死亡した時は、別表 3 に定める香華料を支給するほか葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

第 5 章 附 則

(改正)

第 14 条 この規程を改正又は廃止する必要がある場合は、社会福祉法人富山城南区理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

平成 28 年 12 月 12 日制定 平成 29 年 4 月 1 日より施行

役員等報酬表

号 俸	支 給 基 準 額
1 号俸	月額 10,000 円
2 号俸	月額 30,000 円
3 号俸	月額 50,000 円
4 号俸	月額 100,000 円
5 号俸	月額 150,000 円
6 号俸	月額 200,000 円
7 号俸	月額 250,000 円
8 号俸	月額 300,000 円
9 号俸	月額 350,000 円
10 号俸	月額 400,000 円
11 号俸	月額 450,000 円
12 号俸	月額 500,000 円
13 号俸	月額 550,000 円
14 号俸	月額 600,000 円
15 号俸	月額 650,000 円
16 号俸	月額 700,000 円
17 号俸	月額 750,000 円
18 号俸	月額 800,000 円
19 号俸	月額 900,000 円
20 号俸	月額 1,000,000 円

別表1 祝金及び見舞金

区分	支給基準額	備考
受章祝金	1 国の褒章制度による 褒章受章の時 30,000 円 2 厚生労働大臣、富山県知事 表彰受章の時 20,000 円 3 理事長が指定した褒章 10,000 円以上 30,000 円以内	
傷病見舞金	1 私傷病見舞金 10,000 円 2 業務上の傷病による見舞金 (通勤災害を含む) 30,000 円	
災害見舞金	被害の程度により 10,000 円以上 50,000 円以内	

別表2 弔慰金

対象者	支給基準額	備考
理事長	100,000 円	弔電・生花
常勤役員	70,000 円	
その他の役員等	50,000 円	

別表3 香華料

対象者	支給基準額	備考
配偶者	30,000 円	弔電・生花
父母	10,000 円	
配偶者の父母、 義父母	10,000 円	
子	30,000 円	
祖父母	10,000 円	弔電
兄弟	10,000 円	